第3編 リーディングプラン関連事業

リーディングプランは、本市の主要課題を解決し、将来都市像の実現を導くため、分野 別計画を横断的に捉えて構成したもので、特に重要な10のテーマを設定し、主要施策を 位置づけたものです。

第3編では、第2編に示した分野別実施計画事業について、リーディングプランの観点から整理し、第二次総合3ヵ年計画のもとで実施する事業を示します。

リーディングプランの10のテーマと主要施策

みんなで支える子育てプラン ~子育てしやすい環境づくりのために~ 【地域での子育て体制の充実】 【男女共同の子育て環境整備】

活力ある長寿社会プラン ~いきいきと活力にあふれた暮らしを送るために~ 【生涯現役のための環境づくりの推進】

いちかわっ子育成プラン ~地域で心豊かないちかわっ子を育成するために~ 【地域で取り組む教育の推進】

文化の息吹を感じるまちプラン ~人々が文化をより身近に感じるために~ 【文化の拠点とネットワークづくりの推進】

安全・安心のまちプラン ~ 災害に強く安全に暮らせるまちをつくるために ~ 【地域防災まちづくりの推進】

人にやさしいまちプラン ~ 誰もが安心して生活できる環境をつくるために~ 【安心して移動できる環境の整備】

商業の活性化プラン ~地域に根ざした活力と魅力ある商業振興のために~ 【賑わいのある商店街づくりの推進】

緑と水辺の再生プラン ~緑の再生と水辺空間の活用のために~ 【緑地と水辺空間整備の推進】

環境にやさしい都市プラン ~市民一人ひとりが環境問題に取り組むために~ 【循環型社会づくりの推進】

IT 活用プラン ~市民サービスの向上に活用するために~ 【サービス向上のためのシステムづくりの推進】

みんなで支える子育てプラン ~子育てしやすい環境づくりのために~

恵まれた環境の中で、安心して子どもを育てることができるよう、地域、行政などの社会全体が協力して、子育て家庭を支援していきます。

【地域での子育て体制の充実】

子育て支援地域創設事業 (親子つどいの広場)

第1章第1節(3)

子育て支援事業を充実強化するため、子育て家庭が身近で気軽に集え相談できる場所である「親子つどいの広場」を市内5ヶ所に設置します。

子ども家庭総合支援センター事業

第1章第1節(3)

子どもや子育て家庭からの相談や虐待通報などに対応するため、関係機関と連携し、家庭に訪問するなど、能動的かつ総合的支援体制を充実、強化します。

ファミリー・サポート・センター事業

第1章第1節(3)

育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人との相互援助活動を組織化し、地域ぐるみの子育て支援を進めます。

地域子育て支援センター事業

第1章第1節(3)

在宅で子育てをしている保護者が、子育てに関する疑問や悩みを解消するため、子ども同士や親 同士の交流の場を提供します。また、一時的に子どもを預かり、親の精神的なリフレッシュを図る など、子育て家庭に対する育児の支援を行います。

【男女共同の子育て環境整備】

両親学級

第1章第5節(2)

初めてパパ、ママになる方のための両親学級を開催し、妊娠、出産、育児などを夫婦がともに学習する場、また、夫婦単位で交流する機会を提供します。

親子 DE クッキング

第1章第5節(2)

父子で楽しい料理を作りながら、男性の家事・育児への参加を促進します。

活力ある長寿社会プラン~いきいきと活力にあふれた暮らしを送るために~

高齢者がこれまで培ってきた知識や能力、経験などを発揮できるよう社会参加や就業支援、趣味 や学習への支援を行い、いきいきと生涯現役生活が送れる環境づくりを推進します。

【生涯現役のための環境づくりの推進】

市川情報化市民パートナー育成推進事業

第5章第4節(1)

IT技術の習得と電子行政サービスの利用促進を図るとともに、育成された人材の電子自治体への参加を図ります。

総合型地域スポーツクラブ事業

第1章第3節(1)

誰もがスポーツに親しめる機会づくりと地域活動の活性化のために、平成20年までに2つのクラブ(国府台地区・塩浜地区)の設立を目指し、市民の健康保持・増進、交流の拡充を図ります。

いちかわっ子育成プラン ~地域で心豊かないちかわっ子を育成するために~

家庭、地域、学校の連携のもと、次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、健やかに育つよう地域の教育力を高めて、心豊かな「いちかわっ子」を育成します。

【地域で取り組む教育の推進】

こどもの居場所づくり事業

第1章第1節(3)

放課後における子どもの遊び場不足をはじめ、人と関わり、接する場が少ないことなどを解消できるよう、小学校の余裕教室などを活用したスペースの創出、拡大を図り、子どもたちが心からくつろげる居場所を提供します。

部活動等地域指導者協力事業

第1章第2節(2)

部活動における子供たちの多様なニーズに対応するため、地域での専門的な活動ができる協力者の人数を増やすとともに、部活動に準じたクラブについても支援を拡大します。

コミュニティクラブ事業

第1章第2節(2)

子供の成長に必要不可欠な「遊び」を中心とした様々な体験活動や幅広い年代層の交流を通 して、地域がボランティア活動により子供たちを育むと共に地域教育機能の向上を図ります。

青少年指導者育成事業

第1章第2節(3)

各種講習会の開催により青少年指導者を育成し、その指導者が地域の子ども会などでの活動に積極的に参加していくことで、地域の青少年活動の活性化を図ります。

家庭教育学級運営事業

第1章第2節(2)

家庭教育の充実のため、義務教育年齢層の子ども及び乳幼児を持つ親が集まり、様々な活動を通して子どものしつけや親のあり方について学ぶ「家庭教育学級」の向上を図ります。

文化の息吹を感じるまちプラン ~人々が文化をより身近に感じるために~

点在する文化的資産や歴史的な街並みを楽しみながら訪ね歩くことができるよう、施設整備とネットワーク化を進め、人々が身近に文化を感じることができるような仕掛けづくりを推進します。

【文化の拠点とネットワークづくりの推進】

まちかどミュージアム都市づくり事業

第2章第1節(1)

文化都市としてふさわしい街づくりを進めるために、地域の文化資源や文化活動の場の活用と整備を図ります。市川真間地区(~20年度)、行徳地区・八幡地区等(予定)(19年度~)。

「地域の文化の街かど・まちづくり計画の策定」「街かどミュージアムの登録」「回遊イベントの 開催」「デジタルミュージアムの構築」等

東山魁夷記念館運営事業

第2章第1節(1)

東山魁夷記念館では、東山魁夷画伯の展示会などの開催により、画伯の人となりを全国に広く発信します。

市民文化サポーター協働事業

第2章第1節(2)

市川の歴史や文化資産を顕彰し、文化施設や文化事業などの企画運営を協働で行う市民文化サポーターを広く求め、その育成や活用を図ります。

- ・ 「市民文化サポーター」ライセンス登録制度
- ・ 「市民文化サポーター」による文化事業の企画実施
- ・ 文化人材バンクネットワークの作成

地域文化振興事業(街回遊展)

第2章第3節(2)

市内各地域の歴史や文化的資産を活かした催しを行い、街を歩きながら地域文化を知り、その地域の魅力を再発見するとともに、様々な人々の出会いやふれあいを通して、人間性豊かなコミュニティづくりを目指します。

安全・安心のまちプラン ~ 災害に強く安全に暮らせるまちをつくるために~

火災や地震、風水害などから市民を守る災害に強い安全なまちの実現に向けて、防災拠点の整備、 水害対策など都市防災化を推進します。

【地域防災まちづくりの推進】

広尾防災公園整備事業

第3章第1節(1)

広尾の石原製鋼跡地に防災機能を備えた4.1 ha の都市公園整備を行います。(平成22年供用 開始予定)

市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画道路3・5・3 3号)

第3章第2節(2)

市川駅南口再開発事業に併せて、再開発事業区域周辺の道路整備も一体的に進め、地域の利便性や安全性の向上を図ります。

公共施設耐震改修事業

第3章第2節(5)

耐震改修が必要な公共施設の耐震改修を進めます。

(補強工事12棟)

既存民間建築物耐震改修促進事業

第3章第1節(1)

現行の耐震基準を満たさない市内既存民間建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に啓発、指導します。

浸水対策事業

第3章第1節(2)

浸水の常襲となっている低地域の浸水被害の軽減を図るため、緊急対策として排水施設等を整備 します。

内水排水施設整備事業

第3章第1節(2)

幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水貯留浸透施設の設置等、総合 的な治水対策を通して内水排水対策を進めます。

人にやさしいまちプラン ~ 誰もが安心して生活できる環境をつくるために~

子どもから高齢者まで誰もが快適で安心して移動できる環境をつくるために、歩道の確保、歩道や駅周辺のバリアフリー化、防犯灯、街路灯の設置などを進めます。

【安心して移動できる環境の整備】

人にやさしい道づくり重点地区整備事業

第3章第2節(1)

主要駅周辺を重点地区として、歩道の段差解消等のバリアフリー化と併せ道路照明灯の整備を進めます。

電線共同溝整備事業

第3章第2節(2)

人にやさしい道づくり事業の一環として駅周辺の無電柱化を推進し、快適な歩行空間を確保し、 景観の整備と災害に強い道づくりを目指します。

道路舗装事業

第3章第2節(2)

市内の道路を常に良好な状態に維持しその機能を保持するため、舗装及び側溝・防護柵・土留め 設置などの補修工事、排水不良地区の道路側溝新設改良工事を行います。また、計画的な道路補修 のための道路現況調査も併せて行います。

道路改良事業

第3章第2節(2)

主要駅周辺の重点地区以外の地区についても、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進めます。

交通バリアフリー推進事業

第3章第2節(1)

市川市交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的に駅舎等のバリアフリー化を図り、移動の円 滑化と利便性及び安全性の向上を促進します。(京成八幡駅、京成真間駅、市川大野駅)

旧江戸川遊歩道照明灯整備事業

第4章第1節(3)

安全・安心に散策やジョギングを楽しめるよう、旧江戸川の遊歩道に照明灯を設置します。

商業の活性化プラン ~地域に根ざした活力と魅力ある商業振興のために~

まちを活性化させ、多様化する消費者ニーズに対応するため、再開発事業とも関連させながら、 広域的な集客力を持つ商業集積の整備を推進します。さらに、地域住民の交流の場として商店街の 再整備を支援するなど、コミュニティを重視した商業環境づくりを促進します。

【賑わいのある商店街づくりの推進】

商店街空き店舗対策事業

第3章第4節(1)

商店街衰退の象徴となっている「空き店舗」問題を解決するために、空き店舗を借り上げる商店会に対して、家賃補助を行い、出店を促すことにより商店街の活性化を図ります。

商店街共同事業

第3章第4節(1)

市内商店会等の団体がイベント・研修会や駐車場確保サービスなどの事業を実施する場合、補助金を交付することで、活発な商店街活動を誘発し、もって商店街の活性化を図ります。

商店街共同施設事業

第3章第4節(1)

商店街が設置している街路灯やサインポール等の共同施設の維持管理に要する経費に対し、補助 金を交付し、市内商店街の商業環境の整備を促進し、商店街の振興を図ります。

商店街活性化事業

第3章第4節(1)

商工会議所と連携し、商店会と地域住民による活性化協議会を立ち上げるとともに、「経営一般・ 専門相談」「専門人材派遣」等を実施し、商店街の活性化を図ります。

都市景観形成事業

第3章第3節(3)

- 「景観計画」及び「(仮称)景観条例」に基づき、良好な景観形成の実現を図っていくため、市 民への周知及び意識の醸成を図ります。
 - ・「景観シンポジウム」や「まちづくり学校」の開催。
 - ・「モデル地区(行徳寺町他)」における市民が主体となった取り組みの支援。

緑と水辺の再牛プラン ~緑の再生と水辺空間の活用のために~

快適で潤いのある生活環境を整備し、人々に安らぎを与えるまちをつくるため、貴重な緑の保護、 再生に努めるとともに、河川や海辺の水辺空間を整備して親水空間としての活用を進めます。

【緑地と水辺空間整備の推進】

北西部水と緑の回廊サイン整備事業

第4章第1節(2)

市北西部の水と緑の拠点間のネットワーク化を図るために、京成国府台駅から北総線北国分駅までの案内・誘導サインの整備を行います。

水辺プラザ整備事業

第4章第1節(3)

大柏川第一調節池(計画面積:16ha、貯留量:25万4千トン)を「水辺プラザ整備事業」として千葉県と市川市が共同で生態系に配慮した親水性のある「自然環境創造型」の施設整備を図ります。(主な施設:棚池、浮島、築島、植栽、広場、ビジターセンター等)

江戸川活用総合計画事業

第4章第1節(3)

江戸川の水辺空間の有効利用を図るために、サイクリングロード及び桜並木整備事業等を進め、 水と緑の豊かな自然空間の創出を図ります。

人と水と緑のネットワーク整備事業

第4章第1節(2)

行徳地区における、内陸部と臨海部の連携を強化するため、回遊性を持たせた歩道や緑道並びに 自転車道等の計画事業を定め整備を進めます。

環境にやさしい都市プラン~市民一人ひとりが環境問題に取り組むために~

持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、市民一人ひとりが自ら進んで環境問題へ取り組み、身近でできることから行動することを通して、地球環境に配慮したライフスタイルの確立を目指します。

【循環型社会づくりの推進】

環境活動団体支援事業

第4章第2節(2)

市民や民間団体への環境活動に関する講師派遣、教材の貸出等の支援を行います。また、環境活動団体のネットワークを活かし、環境に配慮した行動の拡充を図ります。

環境学習推進事業

第4章第2節(2)

環境講座、環境活動リーダー養成講座、環境フェアの開催、小中学校における環境学習の支援及 び環境に係る情報提供を行い、環境学習を推進します。

環境計画推進事業

第4章第2節(1)

市川市環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に係る事業を、市民、事業者、行政が一体となって計画的に取り組んでいきます。

ごみ発生抑制等啓発事業

第4章第3節(1)

マイバッグ運動の通年化やじゅんかんパートナーの増員により、より一層のごみ減量と資源化の啓発、実践を図ります。

分別収集促進事業

第4章第3節(2)

可燃・不燃・有害・ビン・缶の廃棄物ステーション収集とともに、紙・布類及びプラスチック容器包装類の12分別収集を徹底し、資源化を進めます。

生ごみ減容・資源化推進事業

第4章第3節(1)

家庭等から排出される生ごみの減容化及び堆肥化を推進するため、生ごみ処理機購入費の一部を補助します。

雨水貯留浸透助成事業

第3章第1節(2)

都市型水害の防止等のために、雨水小型貯留施設及び浸透施設の設置助成を行います。

資源ストックヤード整備事業

第4章第3節(2)

収集した資源物を一元的、効率的に処理する施設を整備します。

IT 活用プラン ~ 市民サービスの向上に活用するために~

人々の生活を限りなく便利に変えてくれる可能性を持つ IT (情報通信技術)を、市民生活の向上に活用するために、IT を最大限に活かした市民サービスの展開を推進します。

【サービス向上のためのシステムづくりの推進】

市川情報化市民パートナー育成推進事業

第5章第4節(1)

IT技術の習得と電子行政サービスの利用促進を図るとともに、育成された人材の電子自治体への参加を図ります。

電子申請推進事業

第5章第4節(1)

市民の利便性の向上、行政事務の効率・迅速化を図るため、電子申請が可能な業務を調査し、段階的に申請・届出及び証明書の交付がインターネットを通じて行えるように推進を図ります。